

### 申告に必要なもの

- ①印鑑（認印可）※代理申請の場合は本人と代理人両方の印鑑が必要です。
- ②前年中の収入を証明する書類（源泉徴収票・給与明細書・収支内訳書等・障害年金、遺族年金受給者は受給がわかるもの）
- ③生活保護を受けている方は「被保護証明書」
- ④営業・農業・漁業・不動産所得がある方は、収支が確認できるすべての書類
- ⑤社会保険料・生命保険料・地震保険料などの支払証明書（納付証明書や控除証明書など）
- ⑥障害者控除を適用する場合、障害者手帳・療育手帳・精神保健手帳・障害者控除対象者認定書など
- ⑦A医療費控除の明細書・Bセルフメディケーション税制の明細書と健康診査などの受診を証明する書類（A・Bどちらかを選択）  
※医療費についての詳細は、国税庁HP「令和元年度分確定申告特集（準備編）」をご覧ください。
- ⑧申告者名義の預金通帳や口座確認ができるもの（所得税の還付を受ける際に必要なもの）
- ⑨マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと顔写真つき身分証明書

### 申告をしないと...

- ・所得証明書などの発行ができない
- ・国民健康保険税、高額療養費の自己負担額軽減措置が受けられない
- ・児童手当など各種福祉手当の受給手続きができないなど不利益を受ける可能性があります。

### 皆様へのお願いです！

- ①事前に明細書・収支内訳書を作成してください。  
医療費控除の明細書や、営業・農業・漁業・不動産所得などの収支内訳書が作成されていない場合は、作成後の受付となりますのでご了承ください。
- ②期間後の申告受付を停止します。  
申告期間中の入院や出張などやむをえない理由がある場合を除き、下記の期間には申告受付を停止します。期間内申告にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

申告受付停止期間 3月17日(火)～5月29日(金)

【お問い合わせ】 総務部 税務課 町県民税係 ☎098-945-4729

## ご確認ください！ 65歳以上の介護保険要介護認定者の方へ 所得税や住民税の控除対象になる場合があります！

認定・証明書種類	説明	対象者
障害者認定控除	障害者手帳の交付を受けていなくても、要介護認定を受けている65歳以上の方は、所得税法上の障がい者に該当する場合があります。所得税法上の障がい者に該当する方には、申請により「障害者控除対象者認定書」を交付します。当該認定書を添えて確定申告することで、一定の金額の控除を受けることができます。 ※交付手数料はかかりません。	下記をすべて満たす方 ①65歳以上で、要支援・要介護認定を受けている ②障害者手帳の交付を受けていない ③介護保険の認定調査票、主治医意見書で日常生活自立度の判定が一定基準である
おむつ代医療費控除	確定申告でおむつ代の医療費控除を受ける場合は、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、要介護認定を受けている方で要件を満たす場合は、町の交付する確認書に代えることができます。 ※交付手数料として1枚300円がかかります。	下記をすべて満たす方 ①おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降 ②要介護認定を受けている ③介護保険の主治医意見書で日常生活自立度の判定が一定基準であり、尿失禁の発生の可能性がありとなっている

上記の認定書及び確認書の交付については申請が必要となります。詳細は下記までお問い合わせください。

【申請先・お問い合わせ】 福祉部 健康支援課 介護支援係 ☎098-945-4791

### 北那覇税務署より 確定申告相談会場のお知らせ

場所 浦添市産業振興センター・結の街(国立劇場おきなわ隣)  
期間 2月17日(月)～3月16日(月) 時間 9時～16時

※土・日曜・祝日等は相談及び申告書の受付は行っておりませんが2月24日と3月1日に限り日曜日も受付します。  
※会場駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用いただきますようご協力をお願いします。

【お問い合わせ】 北那覇税務署 ☎098-877-1324

令和2年度

# 町県民税兼国民健康保険税申告が 2月12日よりはじまります！

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間の収入・所得・各種控除について期限内に申告してください。

今年度から午前75名・午後75名に達した場合、時間内でも受付を終了します。例年最終週はととも混雑しますので、申告できなくなる可能性があります。ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

### 申告が必要な方

- ※税務署で確定申告をする方は役場で申告をする必要はありません。
- ①職場で年末調整をしていない、または2か所以上の事業所から給与があり合算して年末調整をしていない
- ②収入が公的年金や給与のみだが、控除の追加や変更がある(医療費控除など)。
- ③事業収入や不動産収入がある
- ④2つ以上の収入がある(事業と給与、年金と不動産、事業と給与と不動産など)
- ⑤収入がなく誰の扶養にも入っていない

### 去年からの変更点

- ①午前75名、午後75名、先着順で整理券を配布します。
- ②受付時間内でも午前75名、午後75名に達した時点で受付を終了します。
- ③2/12～14の期間中は、学生、収入が0円、収入が年金・給与のみの方を対象に追加で申告期間を設けました。後半の混雑防止のためにこの期間での申告をお願いします。
- ④医療費控除を受ける方は、明細書の作成が必要です。領収書だけでは受けられません。明細書は西原町HPからダウンロードまたは税務課窓口で配布しています。

### 申告期間

2月12日(水)～3月16日(月)

※土日祝日を除きます  
※2/12～14日は学生、収入0円、収入が年金・給与のみの受付です。

### 受付時間

9時～10時半(整理券配布は8時40分から)  
1時半～15時(整理券配布は13時10分から)  
※受付時間内でも受付人数が75名に達した時点で受付を終了します。  
※内容によって順番が前後することがあります。

### 申告場所

町民交流センター会議室(役場庁舎内)

申告期間	申告対象	混雑状況
2/12～2/14	(水)～(金) 学生・収入が0円 収入が年金・給与のみ	普通
2/17	(月) 嘉手苺・翁長・池田	普通
2/18	(火) 上原・西原ハイツ	普通
2/19	(水) 我謝・森川・内間団地	普通
2/20	(木) 兼久・西原団地・小橋川・坂田高層	普通
2/21	(金) 小那覇・掛久保・桃原・小波津団地	普通
2/25	(火) 小波津・内間・平園・幸地ハイツ	普通
2/26	(水) 美咲・幸地高層・棚原・西原台団地	普通
2/27	(木) 千原・坂田・安室・呉屋	普通
2/28	(金) 与那城・幸地・徳佐田・津花波	普通
3/2	(月) 全員	混雑
3/3	(火) 全員	混雑
3/4	(水) 全員	混雑
3/5	(木) 全員	混雑
3/6	(金) 全員	混雑
3/9	(月) 全員	とても混雑
3/10	(火) 全員	とても混雑
3/11	(水) 全員	とても混雑
3/12	(木) 全員	とても混雑
3/13	(金) 全員	とても混雑
3/16	(月) 全員	とても混雑